

2020年10月8日

各 位

会 社 名 日信工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 川口 泰
(コード：7230、東証第一部)
問合せ先 取締役経営管理本部長 山中 愛治
(TEL . 0268 - 63 - 1230)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年12月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2020年10月23日（金曜日）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- | | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 基準日 | 2020年10月23日（金曜日） |
| (2) 公告日 | 2020年10月8日（木曜日） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
http://www.nissinkogyo.co.jp/investors/ |

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2020年9月1日に公表した「本田技研工業株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、本田技研工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社の普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求することを予定しているとのことです。他方、本公開買付けの成立後に、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、本公開買付け

の決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。

この度、当社は、上記に記載の場合には上記要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集することを決定した場合には、その開催日程、開催場所及び付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立後に、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（但し、当社及び公開買付者を除きます。）全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求する場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上